

# 商工会会員の皆様へ

- この保険契約は全国商工会連合会を契約者とする商工会会員向け所得補償保険契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は全国商工会連合会が有します。「商工会の休業補償制度」は、本制度の愛称です。
- 保険の対象となる方は、商工会会員および商工会会員である事務所に勤務されている方とその配偶者(家事に従事されている方)に限りますので、ご確認の上お申込下さい。団体の構成員でなくなった場合には、取扱代理店・扱者までご通知下さい。

## 全国商工会経営者休業補償制度

# 商工会の休業補償制度

(所得補償保険)

病気やけがで働けない間、最高1年間月々の所得を補償します。

保険料約 **44%** 割引

団体割引20%

過去の損害率による割引30%

$[1-20%] \times [1-30%] = 0.56 \rightarrow 44\%$  割引  
団体割引 過去の損害率  
による割引

(過去の損害率による割引は天災忌避担保特約保険料には適用されません。)



保険期間:平成19年10月1日午後4時~平成20年10月1日午後4時

中途加入は毎月受付中

毎月1日の午前0時保険開始でご加入いただけます。

 **全国商工会連合会**

商工会名・商工会連合会名

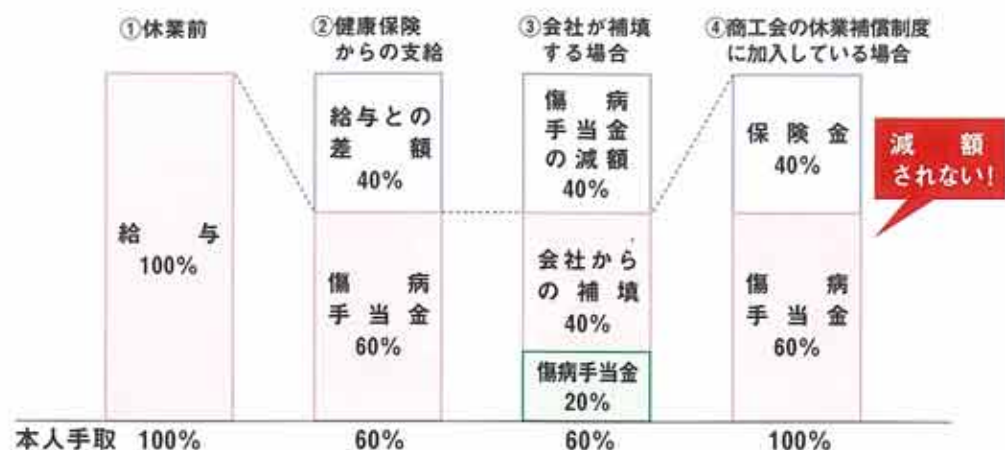
引受保険会社

東京海上日動火災保険株式会社

# あなたのピンチに、力強くサポート。「商工会の休業補償制度」は頼もしい味方です。

## 1. 傷病手当金との関係は…

### 中小企業経営者(健康保険加入者)の場合



健康保険加入者の場合、病気やケガによる休業については、就業中であれば労災保険の「休業補償給付」、就業外であれば健康保険の「傷病手当金」により、一定範囲の補償が行われますが、補償額は労災保険の場合は特別支給金を含めて休業前の賃金等の80%、健康保険の場合は休業前の賃金等の60%です。これでは、住宅ローンや子どもの教育費の支払いに影響が出るなど、生活設計が狂ってしまう場合も起こります。

しかし、健康保険の場合、会社が差額を補填すると公的補償が減額されてしまい、休業した本人の手取り額は増えません。

商工会の休業補償制度は、休業前の所得と公的補償の差額をカバーし、生活水準を落とすことなく安心して療養に専念できるようにするための保険です。

## 2. 商工会の休業補償制度の概要

### 【所得補償保険】

#### 補償期間は最長1年間(免責期間7日間)

●被保険者(保険の対象となる方)が保険期間中に病気・けがで就業不能(※1)になられた場合に、被保険者が被る損失(※2)(就業不能となることにより実際に生じた損失)について保険金をお支払いします。  
支払額=就業不能期間(※3)(月数)×保険金額(ご契約金額)

※1. 就業不能とは、病気・けがのため入院(※4)していること、または入院以外で医師の治療を要し、加入依頼書記載の業務に全く従事できない状態をいいます。また、家事従事者の場合は、けがまたは病気を被り、その治療のために入院(※4)していることにより、炊事、掃除、洗濯および育児等の家事に全く従事できない状態をいいます。ただし、いずれの場合でも病気やけがで死亡した後、あるいは病気またはけがが治癒した後は、いかなる場合でも就業不能とはいいません。

※2. 就業不能となることにより支出を免れる金額、就業不能の発生にかかわらず得られる収入を除きます。

※3. 就業不能期間とは免責期間終了の翌日から起算して、契約により取り決めた保険金お支払い期間内の就業不能日数をいいます。本契約の場合最初の7日間(免責期間)を除外し、最長1年間補償します。

※4. 免責期間とは継続して就業不能である日数で契約により取り決めた一定期間(7日)を指し、就業不能になってからこの期間は保険金支払いの対象となります。

●安心して治療に専念していただけるよう入院だけでなく、自宅療養による休業(医師の治療を受けていることにより全く働けない場合)も補償の対象となります。家事従事者は入院中のみの補償となります。

#### 家事従事者もご加入いただけます。

●入院期間を就業不能期間とみなし、保険金をお支払いします。(入院期間のみ補償の対象となり、自宅療養期間等は対象となりません。)

●10口以上15口までのお引き受けとなります。(1口=補償月額1万円・裏面ご参照)

●会員および会員の従業員の配偶者で、日頃家事に従事されている方にご加入いただけます。家事従事者の他、パート収入(級別1級の職種に限ります)が年間103万円以下の方も対象となります。

#### 入院初期費用5万円を補償!

●入院初期費用担保特約が付帯された契約に限ります。  
[入院初期費用担保特約]  
被保険者が病気やけがにより免責期間7日間をこえて継続入院した場合に、被保険者が入院初期費用を負担することにより被る損失について、5万円を一時金としてお支払いする特約です。  
[注]再入院した場合には、前の入院が終了した日からその日を含めて6ヶ月以内の再入院については保険金は支払われません。

#### おからだの「もしも」のとき メディカルアシスト(各種医療サービス)

- 緊急医療相談 ■予約制専門医相談
  - 医療機関案内 ■転院・患者移送手配
- サービスの対象となるお客様 ご加入のお客様とそのご家族

本サービスは、東京海上日動がグループ会社を通じて行うサービスとして提供します。

法人等が保険料を負担し、従業員全員を一括付保する場合の保険料は、原則全額損金処理(福利厚生費)が可能です。(くわしくは、税理士等にご相談ください。)

## こんな時にサポートします。

### 商工会の休業補償制度とは?

病気やけがで働けなくなったら…そんな時、  
商工会の休業補償制度があなたの収入をしっかり補償します。



#### 一般の契約に比べ

約44%割引!!

[1-20%] × [1-30%] = 0.56 → 44%割引  
団体割引 過去の損害率による割引  
過去の損害率による割引は天災危険賠償特約保険料には適用されません。

#### 24時間いつでもサポート!!

国内・海外・業務中・業務外を問わず  
病気・けがによる休業を補償。

#### 天災もサポート!!

天災が原因のけがによる休業も補償。

#### 自宅療養もサポート!!

入院中はもちろん、  
自宅療養による休業も補償。  
●家事従事者の場合は入院中のみの補償となります。

#### 手続きは簡単!!

加入時の医師の診査は、原則不要。

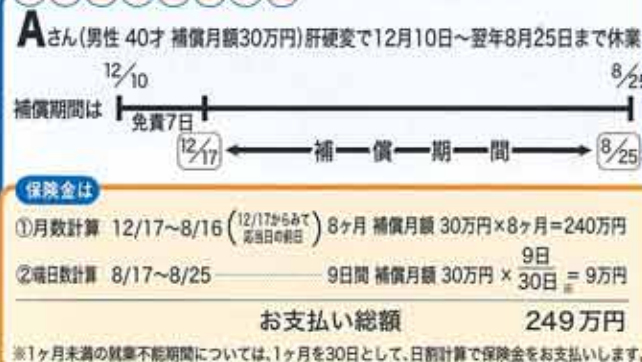
#### 1年間のロングサポート!!

補償期間は最長1年間。

※4 ①地震、噴火または津波によって被った傷害②地震、噴火または津波に伴って生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故によって被った傷害をいいます。  
※5 就業不能または就業障害をいいます。

## 3. 保険金のお支払例

### 保険金お支払い例



病名	補償月額	休業期間	約
Bさん(男性56才)	40万円	胃ガンのため 4ヶ月12日休業	約166万円
Cさん(男性52才)	25万円	脳卒中のため 3ヶ月25日休業	約90万円
Dさん(女性43才)	20万円	心筋梗塞のため 2ヶ月18日休業	約47万円
Eさん(男性27才)	20万円	通勤中交通事故 6ヶ月20日休業	約128万円
Fさん(男性30才)	25万円	建設工事中、足場から転落 11ヶ月10日休業	約277万円
Gさん(女性28才)	15万円	テニス中転倒し、骨折 1ヶ月13日休業	約18万円

※免責7日間

### 保険金をお支払いできない主な場合

- 加入期間開始前(継続契約の場合は最初の契約の加入期間開始前)に被った病気またはけがによる就業不能または就業障害
- 以下のような原因による就業不能または就業障害
  - (1) 保険契約者、被保険者(保険の対象となる方)や保険金受取人の故意または重大な過失によるケガまたは病気。
  - (2) 自殺または犯罪行為、闘争によるケガまたは病気。
  - (3) 麻薬、あへん、覚醒剤等の使用によるケガまたは病気。
  - (4) 戦争、内乱、暴動等によるケガまたは病気(条件付戦争危険等免責の一部修正に関する特約がセットされているため、テロ行為によるケガまたは病気を除きます)。
  - (5) 核燃料物質の有害な特性によるケガまたは病気。
  - (6) 妊娠、出産、早産、流産およびこれらによるケガまたは病気。
  - (7) 自動車または原動機付自転車の無資格運転または酒酔運転、麻薬などを使用している運転中に生じた事故によるケガ。
  - (8) 頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)、または腰痛で他覚症状のないもの。
  - (9) 精神および行動の障害 など。

## 4. ご加入方法 法人加入・個人加入いずれもOK

1. ご加入にあたっては「加入依頼書兼告知書」および「口座振替依頼書」に必要事項をご記入・ご捺印の上、取扱代理店・扱者にご提出ください。役員・従業員をとりまとめ、法人や個人事業主が同一の指定口座(法人名の口座等)から、複数人数分を引落す場合、口座振替依頼書は一部ご提出いただければ結構です。毎月1日保険開始でご加入いただけます。各月の締切については、取扱代理店・扱者にお問い合わせください。

(注)ご加入の際には、加入依頼書(健康状態告知書を含みます。)の記載事項に間違いがないか十分にご確認ください。記載事項が事実と相違している場合には、保険契約を解除し(この場合、お支払いいただいた保険料も返還できません。)保険金をお支払いできないことがあります。特に、被保険者(保険の対象となる方)の生年月日または満年齢、職業・職種、健康状態告知、過去の保険金請求・受領歴、他の保険契約の有無などにご注意ください。

2. 掛金(保険料+制度維持費)は、保険開始月の当月より毎月27日(金融機関の休業日である場合には、翌営業日)に引落としとなります。尚、通帳には「MBS・ショウコウカイ」「メイジヤスダビジネスサービス」等と記載されます。

3. 現在ご加入の方については、ご加入者の方からのお申し出または保険会社からの案内がない限り、当団体は今年度パンフレット等に記載の保険料・補償内容にて、保険会社に保険契約を申し込みます。なお、本内容をご了承いただける方につきましては、特段のご加入手続きは不要です。同じ補償内容であっても、保険料や補償額が変わることがありますので、来年度以降の保険募集の案内をよくご確認ください。保険料は、その時点の年齢および割引率等により再計算されたものとなります。ただし、被保険者の年齢・事故の発生状況等によっては、ご継続いただけない場合がございます。

手続きは簡単!!  
加入時の医師の診査は  
原則不要。

# 保険料 (1口=補償月額(保険金額)1万円あたり)

(団体割引・過去の損害率による割引適用済)

加入タイプ	入院初期費用担保特約 無「1」型		無「2」型		入院初期費用担保特約 保険料 (保険金額5万円)
	入院初期費用担保特約 有「3」型		有「4」型		
職種タイプ(基本級別)	1級	2級	3級	家事従事者	
満年齢 平成19年10月1日時点	事務職、営業職、管理職、小売卸店主(危険物を扱わない方)等	料理人、美・理容師、柔道整復師、小売卸店主(危険物を扱う方)等	自動車運転者、自動車整備士、大工(箇所、狭りようなどの大規模な作業に従事する者以外)、配管工、溶接工等	パートでお勤めの方は、1級の職種に限ります。	
月払保険料	15~19才 38円	20~24才 55円	25~29才 62円	30~34才 77円	35~39才 96円
	40~44才 120円	45~49才 143円	50~54才 166円	55~59才 177円	60~64才 187円
	44円	64円	84円	104円	124円
	24円	35円	40円	49円	59円
	125円	155円	175円	190円	205円
	235円	275円	305円	335円	420円

- ・免責期間:7日間(補償されない期間)
- ・てん補期間:1年(保険金をお支払いする1事故あたりの最長期間)
- 1. 平成19年10月1日時点の満年齢の保険料をご覧ください。
- 2. 職種タイプ1~3級について詳しくは、取扱代理店・扱者にお問い合わせください。
- 3. 高所作業者、舗装工、爆発物取扱作業業者の方は、左表とは別の保険料となりますので、取扱代理店・扱者にお問い合わせください。
- 4. 左表に基づき計算された被保険者ひとり毎の月払保険料に一律、制度維持費50円を加算したものが掛金となります。制度維持費は本制度の維持・運営に必要な経費です。
- 5. お支払いいただく保険料は、職業・職務や年齢などにより異なります。
- 6. この保険の対象は、満15歳以上満65歳未満の方に限られます。さらに、家事従事者特約をセットする場合には、日常、家事に従事する方(炊事、掃除、洗濯および育児等に従事する方)に限られますので、ご注意ください。
- 7. 慢性病等の病気がある場合には、その旨お申し出ください。
- 8. 左記保険料は、ご加入者数1000名以上の場合の金額です。ご加入者数が1000名を下まわった場合は、保険料の引き上げの変更をさせていただきますので、あらかじめご了承ください。
- 9. 保険期間の途中でご加入を止められる場合で、保険金をお支払いする事由が発生しているときは、未経過期間の保険料をご請求することがあります。
- 10. その他、ご不明な点がございましたらご遠慮なく取扱代理店・扱者にお問い合わせください。

## 保険料計算方法

$$\text{基本保険料} \times \text{加入口数} + \text{入院初期費用担保特約保険料} = \text{月払保険料}$$

(※この他に制度維持費50円が加算されます。)

## 加入例

39才 男性  
営業職(職種タイプ1級)  
加入口数30口の場合

$$96 \times 30 + 205 = 3,085$$

(※入院初期費用担保特約を付帯しない場合は上記特約保険料を加えません。)(※この他に制度維持費50円が加算されます。)

## 加入口数

被保険者おひとりにつき、**最低10口以上1口単位**でお申込みください。  
加入口数(1口=補償月額1万円)は、給与所得者の場合、平均月間所得額(年収の1/12)の50%、自営業者の場合、70%の範囲内でお決めください。  
**家事従事者は15口限度**となります。

- \* 家事従事者特約をセットした場合を除き補償月額が事故直前12ヶ月間の平均月間所得額を上回る場合は、平均月間所得額を限度として保険金をお支払いしますのでご注意ください。ただし、家事従事者特約をセットされている場合には、平均月間所得額を165,000円とします。(※契約が複数あるときはそれぞれの補償月額(保険金額)を合算したものをいいます。)
- \* 加入口数の設定にあたっては、就業不能となることにより支出を免れる金額、就業不能の発生にかかわらず得られる収入を除いてください。
- \* ご継続に際し、または保険期間(保険のご契約期間)の中途において、被保険者の平均月間所得が加入時の額より減少した場合には、取扱代理店・扱者または弊社にご連絡のうえ、保険金額(ご契約金額)の見直しについてご相談ください。

## ご注意

- ご加入の際のご注意  
告知義務:ご加入の際には、加入依頼書(健康状態告知書を含みます。)の記載事項に間違いがない十分に確認してください。記載事項が事実と相違している場合には、保険契約が解除し(この場合、お支払いいただいた保険料も返還できません。)、保険金をお支払いできないことがあります。特に、被保険者(保険の対象となる方)の生年月日または満年齢、職業・職務、健康状態告知、過去の保険金の請求・受領歴、他の保険契約の有無などにご注意ください。
- 保険契約の無効  
保険加入の当時、この保険契約に関し、保険契約者、被保険者もしくはこれらの者の代理人、その他保険金を受け取るべき者に詐欺の行為があったときは、この保険契約は無効になります。
- 口座引落し不能の場合  
口座残高不足等の理由により、引落しができなかった場合、翌月に2ヶ月分をお引落し致します。2ヶ月連続で引落しできなかった場合には、最初の引落し不能日付で自動解除となりますのでご注意ください。ただし、ご加入後、最初と2回目の引落しが連続してできなかった場合は取消となります。(ご加入取消)
- 保険料の払込滞り期間等の取扱い  
(1)第2回目以降の分割保険料は、払込期日までにお支払いください。払込期日(口座振替の場合、金融機関所定の振替日)が保険料払込期日となります。までに分割保険料の入金がない場合には、その払込期日後に起きた事故による損害等に対しては保険金をお支払いできなかつたり、ご契約を解除させていただく場合があります。  
(2)分割払の場合で、保険金をお支払いする事故が発生した場合には、未経過期間の保険料を請求させていただく場合があります。
- ご加入後のご連絡  
次のような場合には、速やかに取扱代理店・扱者にご連絡ください。ご通知がないときは保険金のお支払いができませんことや、保険金の支払額が削減されることがありますのでご注意ください。  
所得補償保険金を請求される場合には、原則として所得を証明する書類をご提出ください。  
(1)契約からの脱退(商工会からの脱退を含む) (2)加入内容の変更 (3)職種・職業の変更 (4)他の所得補償保険、または、身体障害を補償する他の保険契約を同一被保険者につき重複するとき、または、これらの保険契約があることを知ったとき。
- 就業不能・就業障害(=保険金支払い対象)のご連絡  
就業不能となられた場合は、ケガまたは病気の状況をすみやかに取扱代理店・扱者、または東京海上日動火災保険(株)に書面にてご連絡ください。
- 保険金受取人について  
本制度の保険金は、被保険者に直接お支払いします。法人等が保険金を受け取ることはできません。
- 過去の傷病歴等について  
過去の傷病歴や、現在の健康状態、年齢等によりご加入をお断りしたり、東京海上日動火災保険(株)が提示するお引受条件によってご加入いただくことがあります。また、ご継続をご希望の場合も上記と同様のお取扱いとなります。
- 適用保険料の変更について  
保険料は、ご加入者数が1000人以上の場合の金額です。ご加入者数が999人以下となった場合には、保険料を引き上げさせていただきます。
- 保険会社破綻時の取扱い  
引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として90%まで補償されます。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行われた場合には、90%を下回る場合があります。  
※別途お渡ししております機票の作成時期によって、平成18年3月以前の制度に関してのみ記載している場合がございます。その場合でも、平成18年4月以降は保険業法の改正により上記のとおりとなりますので、ご注意ください。
- 取扱代理店・扱者は引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって取扱代理店・扱者と有効に成立したご契約につきましては引受保険会社と直接契約されたものとなります。  
●このパンフレットは、所得補償保険の概要をご紹介したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。詳細は契約者である団体の代表者の方にお渡ししております保険約款・特約条項によりますが、ご契約手続、保険金のお支払い条件、その他ご不明な点がございましたら取扱代理店・扱者または保険会社におたずねください。

お問い合わせ先